

平成29年度 第3回 野田市自転車等駐車対策協議会 次第

日 時 平成29年12月 1日

午前 9時30分から

場 所 野田市役所2階

中会議室1・2

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 梅郷駅における駐輪場整備の在り方について

5 梅郷駅現地視察

6 閉 会

議題（1）

会長及び副会長の選出について

野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第11条第2項に定める会長及び副会長を委員の互選により選出を求めるものです。

議題 (2)

梅郷駅における駐輪場整備の在り方について

1 整備方針

(1) 当初の計画 (案)

野田市自転車等駐車対策に関する総合計画 (案) (以下「総合計画 (案)」) を作成した平成 9 年当時、梅郷駅西口は東側方面の需要も含め大量の需要が集中していた。

駅西土地区画整理事業および西口市街地再開発事業の進捗に伴う大量の需要に対応する暫定整備を行う必要があったため、平成 10 年度にこれらの関連事業を想定して、西口は竣工までの期間中の需要に対応する 2,120 台の暫定整備を計画した。

さらに、平成 13 年度には駅西土地区画整理事業地内に、将来の需要増加に対応できる 2,180 台の恒久的施設整備を行うこととし、その開設と同時に、暫定整備施設は 480 台に削減して駅東土地区画整理事業の完了予定の平成 22 年度まで維持することとなっていた。

また、平成 22 年度の駅東土地区画整理事業の完了に合わせて東口に 1,650 台の整備を計画し、既存の東側市営無料施設 (700 台) については、廃止することとした。

		年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
整備目標量						2,180									1,650
(暫定)			2,120			(480)									
供給量合計			3,020			3,560									4,030
現	市 営	2,530	(700)												×
況	民 間	200	(200)												→
新	西口暫定整備	2,120				(480)									
	駅西区画整理事業地					2,180									→
規	東口側														1,650
梅郷駅西土地区画整理事業						(完了)									
梅郷駅東土地区画整理事業															(完了)

(2) 平成 14 年度の計画 (案) の見直し

ア) 野田市自転車等駐車対策協議会の意見

平成 14 年 11 月 7 日に開催された野田市自転車等駐車対策協議会 (以下「協議会」) では、駅西区画整理事業地に整備する 2,180 台の駐輪場施設については、地下式、半地下式の計画になっていたが、整備費用が高額となることや管理上の問題から、駅西口南地区は、区画整理事業の換地後の用地を確保し平面的な施設整備を行うことにし、北地区でも市街地再開発事業に合わせて施設整備を行うことに変更された。

また、東口は街路事業の駅前広場の交通結節点改善事業に含めて整備を検討し、700 台の市営施設は利用率の向上に努め、東口の整備完了まで維持するように変更するとされた。

イ) 平成14年度の計画(案)の見直し後の状況

東口は、平成21年12月に街路事業駅前広場の整備に合わせて東口市営自転車等駐車場1,650台を整備し、従来の施設(700台)を廃止した。

西口は、駅西区画整理事業の進捗状況に合わせて暫定無料駐輪場の位置を移動し、平成18年度に現在の暫定無料駐輪場を駅前線路側と旧県道側に施設を設置しているが、恒久的な有料駐輪場整備地については確保されていない。

(3) 平成21年度の協議会開催内容

平成21年度に、東口市営自転車等駐車場の整備及び梅郷駅周辺の自転車等放置禁止区域の設定並びに梅郷駅東口市営自転車等駐車場使用料について、協議会からご意見をいただき整備を行った。

また、西口の駐輪場整備については、この時に審議されていなく、駅西区画整理事業の進捗状況に合わせて整備を行うとされたままとなっている。

自転車等の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」とする。)については、平成21年12月1日の東口市営自転車等駐車場開設時に駅から約半径400メートルを基準とし指定している。

(4) 平成28年度の計画(案)の見直し

平成29年3月29日に開催された野田市自転車等駐車対策協議会では、これまでの総合計画(案)は平成22年度で終了していること、みずき地区・座生3地区の住宅の張り付き状況や鉄道高架事業完了後の高架下利用がこれから検討されることから、市全体の計画は策定せず、駅ごとに整備方針を決めていくことで承認をいただいた。

また、今後の整備主体としては、民間の積極的参加を優先して推進するとし、有料化を推進する意見が示された。

2 利用状況

(1) 収容台数について

西口は、屋根なしの市が借地した暫定無料駐輪場 2 箇所と民営屋根あり 1 箇所、駅前民営チャリパー1 箇所（一時貸しのみ）を有し、東口は、市営自転車等駐車場と民営のチャリパー1 箇所となっている。

内容については次のとおり。

	施設名		料金	収容台数
西口	市暫定無料駐輪場：線路側		無料	800 台
	市暫定無料駐輪場：旧県道側		無料	1,000 台
	駅前民営チャリパー：東武P		100 円/日 (PASMO 80 円)	142 台
	民営駐輪場		自転車：1,500 円/月、100 円/日 バイク：2,300 円/月、150 円/日	100 台
	計			2,042 台
東口	市営有料駐輪場	定期利用	(自転車) 一般：地下・1・2 階 1,540 円、3 階 1,020 円 学生：1 階 1,540 円、地下・2 階 1,020 円、3 階 510 円	1,413 台
			2,570 円 (バイク)	72 台
		一時利用	自転車・バイク 150 円 (自転車：157 台、バイク：8 台)	165 台
	駅前民営チャリパー：東武P		100 円/日 (PASMO 80 円)	156 台
	計			1,806 台
合 計				3,848 台

(2) 利用台数について

梅郷駅東西口の市営、民営を含めた過去 5 年間の自転車利用台数 (1 日最大) の推移は次のとおりです。

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
西口	2,192 台	2,492 台	2,457 台	2,151 台	2,153 台
東口	647 台	638 台	650 台	635 台	652 台
計	2,839 台	3,130 台	3,107 台	2,786 台	2,805 台

【西口の駐輪場 4 施設の利用台数】

最大台数については、各施設 5 月が最も多い状況となっています。

ア) 県道側 暫定無料駐輪場：収容台数 1,000 台

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
最大台数	939 台	1,083 台	1,152 台	1,064 台	1,125 台
平均台数	899 台	883 台	907 台	956 台	977 台

イ) 線路側 暫定無料駐輪場：収容台数 800 台

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
最大台数	1,075 台	1,198 台	1,147 台	920 台	871 台
平均台数	971 台	895 台	921 台	876 台	869 台

ウ) 民営チャリパー（一時利用）：収容台数 142 台（26 年度までは収容台数 73 台）

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
最大台数	104 台	106 台	73 台	73 台	70 台
平均台数	100 台	94 台	66 台	65 台	61 台

エ) 民営自転車預り所：収容台数 100 台

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
5 月	74 台	105 台	85 台	94 台	87 台
9 月	73 台	92 台	63 台	70 台	65 台

【東口の駐輪場 2 施設の利用台数】

市営自転車等駐車場の定期利用台数は、開設年度からほぼ横ばい状態となっている。

ア) 梅郷駅東口市営自転車等駐車場：定期利用収容台数 1,485 台

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
許可台数	528 台	508 台	550 台	544 台	564 台
最大利用率	35.6%	34.2%	37.0%	36.6%	38.0%

イ) 民営チャリパー（一時利用）：収容台数 156 台

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
最大台数	119 台	130 台	100 台	91 台	88 台
平均台数	116 台	111 台	93 台	82 台	73 台

(3) 西口暫定無料駐輪場にかかる経費について

県道側及び線路側の土地は、仮換地指定後の土地を県道側の2名及び線路側2名と平成26年4月1日から平成31年3月31日まで5年間で契約を交わしている。

ア) 借地料

	28年度	27年度	26年度	25年度
線路側 (859 m ²)	1,899,516 円	1,899,516 円	1,905,816 円	1,906,620 円
旧県道側 (980 m ²)	1,263,048 円	1,263,048 円	1,269,852 円	1,261,104 円
計	3,162,564 円	3,162,564 円	3,175,668 円	3,167,724 円

イ) 自転車整理業務委託料

朝6時30分から8時30分、夕15時30分から17時30分の間で、1施設、朝2人、夕1人を配置し自転車整理業務を行っています。

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
委託料	3,121,719 円	3,070,653 円	2,959,164 円	2,871,588 円	2,843,07 円

ウ) 西口暫定無料駐輪場の苦情対応について

- ・毎年5月、10月は利用者が多く駐輪場外にまで駐車し、市民から通報を受けて職員により撤去を行っています。また、市職員による除草も行っています。

(4) 東口市営自転車等駐車場整備費用について

(単位：千円)

区分	事業費	国費	地方債	一般財源
東口市営自転車等駐輪場整備	350,715	48,873	218,800	83,042

(5) 東口市営自転車等駐車場管理経費と使用料収入について

梅郷駅東口市営自転車等駐車場は指定管理者制をとっており、この指定管理料と使用料収入を比較すると、毎年約1,000万円市が負担している。

(単位：千円)

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
使用料 (収入)	7,638	7,699	7,882	8,517	7,692
指定管理料 (支出)	17,176	17,481	20,543	19,972	19,972
差額	▲9,538	▲9,782	▲12,661	▲11,455	▲12,280
許可率	35.6%	34.2%	37.0%	36.6%	38.0%

	23 年度	22 年度	21 年度	計
使用料（収入）	7,696	7,536	4,307	58,967
指定管理料（支出）	19,486	19,224	6,806	140,660
差額	▲11,790	▲11,688	▲2,499	▲81,693
許可率	36.0%	40.0%	33.5%	

（6）梅郷駅東口市営自転車等駐車場の稼働率向上の対策について

稼働率向上対策としましては、毎年、市と指定管理者により新年度の申し込みに合わせ、駅前で案内チラシ（啓発品）を配り加入促進を実施している。

また、南部工業団地会や千葉県野田看護専門学校にも同様の加入促進を実施していますが、利用台数の向上に繋がらない状況となっている。

（7）梅郷駅における放置自転車撤去状況について

梅郷駅の放置禁止区域内撤去台数は西口が多く、理由としましては、駅を利用して買い物等に行く方が撤去の対象者となっている。また、暫定無料駐輪場の長期放置自転車撤去台数の多くは乗り捨てられた自転車となっている。

		28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
放置禁止区域内撤去	西口	31 台	50 台	58 台	80 台	87 台
	東口	6 台	4 台	1 台	6 台	14 台
	計	37 台	54 台	59 台	86 台	101 台
暫定無料駐輪場		161 台	192 台	183 台	149 台	215 台
合計		198 台	246 台	242 台	235 台	316 台

（8）犯罪発生件数（自転車盗難）について

暫定無料駐輪場は、基本的に自己管理を前提に利用していただいております。朝夕の整理業務は行っているものの、盗難事件の発生も多く、平成 28 年度では、山崎地区で発生した自転車盗難の約 50%が暫定無料駐輪場からとなっている。

		28 年	27 年	26 年	25 年	24 年
市内の自転車盗難		266 件	300 件	345 件	445 件	503 件
山崎地区自転車盗難		85 件	86 件	78 件	107 件	94 件
		32.0%	28.7%	22.6%	24.0%	18.7%
	うち、線路側駐輪場	23 件	24 件	14 件	35 件	32 件
	旧県道側駐輪場	19 件	7 件	13 件	13 件	7 件
	計	42 件	31 件	27 件	48 件	39 件
		49.4%	36.0%	34.6%	44.9%	41.5%

3 今後の自転車等駐車場整備の在り方について

(1) 需要台数の試算について

ア) 需要予測の考え方

今後の需要予測の考え方については、清水公園駅の試算と同様に野田市総合計画審議会で検討された人口推計結果を参考とし、利用者数を下記の考え方で試算しました。

平成 28 年度からの野田市総合計画書（抜粋）

人口統計の推移から

①梅郷駅は、南部地区内になります。

1	中央地区	
2	東部地区	
3	南部地区	
4	北部地区	
5	川間地区	
6	福田地区	
7	関宿北部地区	
8	関宿中部地区	
9	関宿南部地区	

〔・南部地区：山崎、今上、桜台、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、桜木〕

②地区別の将来人口の推計表（土地区画整理事業の影響補正前）

地区/年度	27 年度	32 年度	37 年度	42 年度
南部地区	34,558 人	35,957 人	36,844 人	37,497 人

③年齢区分別人口の構成比表（市内全体）

構成比	27 年度	32 年度	37 年度	42 年度
15～64 歳	59.7209%	57.2699%	57.3159%	56.9708%

イ) 試算方法

自転車で駅を利用する対象年齢を15～64歳と想定し、総合計画の地区別将来人口に年齢区分別人口の構成比を乗じて、平成32～42年度までの人口を予測し駅自転車利用台数を試算した。

① 南部地区の年齢区分別人口予測

・前頁2) 地区別将来人口×前頁3) 年齢区分別構成比

例) $34,558 \text{ 人} \times 59.7209\% \div 20,638 \text{ 人}$

区分/年度	27年度	32年度	37年度	42年度
15～64歳	20,638人	20,592人	21,117人	21,362人

② 南部地区の梅郷駅利用者

・梅郷駅利用者16,689人(東武鉄道(株)資料)/平成27年度南部地区年齢区分別人口20,638人 $\div 80.86539\%$ 、①の人口予測値に80.86539%を年度別に乘じて梅郷駅利用者を求める

人口/年度	27年度	32年度	37年度	42年度
予測人数	16,689人	16,651人	17,076人	17,274人

③ 梅郷駅西口自転車等駐車場利用台数

・南部地区の梅郷駅利用者予測人数②の年度別数値に、次の利用率を乗じて梅郷駅自転車等駐車場利用想定台数を求める

28年度梅郷駅の駐輪場利用台数2,839台、うち西口駐輪台数2,192台から東側からの利用者993台を除き1,199台を西口の利用台数とした

西口： $1,199 \text{ 台 (駐輪場台数)} / 16,689 \text{ 人 (駅利用者)} = 7.18437\%$

出口/年度	28年度	32年度	37年度	42年度
西口	1,199台	1,196台	1,226台	1,241台

・梅郷駅西口有料化による影響要因を反映した利用台数

有料化で影響を受けると予想した次の利用率を乗じて梅郷駅西口自転車等駐車場利用台数を求めた後、有料化に伴う影響(▲10%)を反映させる。

出口/年度	32年度	37年度	42年度
有料化に伴う響率反映後台数	1,076台	1,103台	1,116台

④梅郷駅西口自転車等駐車場利用台数増加要因を求める

・増加要因（東新田・みずき）

増加予測人数は、野田市総合計画書より

	32年度	37年度	42年度
東新田	77人	200人	277人
みずき	500人	1,500人	2,019人
計	577人	1,700人	2,296人

・上記に①の割合を年度ごとに乗じる

	32年度	37年度	42年度
東新田	44人	114人	157人
みずき	286人	859人	1,150人
計	330人	973人	1,307人

・②の駅利用者率 80.86539%を増加要因人数に乗じる

駅利用者予測人数	266人	786人	1,056人

・自転車利用者率 30%（国土技術政策総合研究所資料）を駅利用者予測人数に乗じる

増加要因 自転車予測台数	79台	235台	316台

⑤梅郷駅西口駐輪場試算台数

/年度	32年度	37年度	42年度
西口	1,076台	1,103台	1,116台
増加要因台数 反映後	1,155台	1,338台	1,432台

⑥梅郷駅東口駐輪場の試算台数

東口については、西口暫定無料駐輪場を利用していた東側からの利用者 993 台中、約 90%が東口市営を利用すると試算。将来の増加要因については、東口は開発等の増加要因がなく現状の収容台数で補うことができる。

/年度	28年度	30年度	37年度	42年度
市営契約台数	528台	528台	528台	528台
西口駐輪場からの戻り台数	893台	893台	893台	893台
民間チャリパー	116台	116台	116台	116台
計	1,537台	1,537台	1,537台	1,537台

ウ) 将来の需要予測台数

(将来の傾向)

野田市総合計画の人口推移は将来減少する傾向とされておりますが、南部地区の人口推移は、土地区画整理事業の影響により増加傾向となると試算されている。

このことから、西口については駅から約1.5kmから2km付近で土地区画整理事業（東新田・みずき）による開発が緩やかに進んでいることから、今後、自転車の利用台数は増加が見込まれる。

東口については、開発要因がないことから、今後、自転車の利用台数は現状維持と予想する。

以上の条件を基に利用台数を試算した結果、下記の参考試算台数となりましたが、参考試算台数には明確な根拠と裏付けがあるものはないため、梅郷駅を利用する自転車等の予測台数を求めることは困難であり、あくまでも参考値となるものです。

参考試算台数

地区/年度	32年度	37年度	42年度
西口	1,155台	1,338台	1,432台
東口	1,537台	1,537台	1,537台

(2) 常設の西口駐輪場整備について

西口の駐輪場は、市が設置している暫定無料駐輪場2箇所と駅前に民営チャリパー1箇所（平成22年6月開設）、民営駐輪場1箇所の計4箇所。東口は、平成21年12月1日に供用開始した東口市営自転車等駐車場と民営民間チャリパー1箇所（平成22年8月開設）の2箇所となっている。

東口市営自転車等駐車場の利用状況は、東側から線路を超えて西側の暫定無料駐車場に約993台が乗り入れていることもあり、定期収容台数1,485台（自転車1,413台、バイク72台）のところ、利用台数528台（平成28年度）で利用率が35.6%と低迷しているため、西口に有料駐輪場の整備が急務となっている。

(3) 西口駐輪場整備用地について

梅郷駅西区画整理事業が使用収益開始した現段階において、有料駐輪場を整備するとされていた。

有料駐輪場整備用地としては、市が借地している暫定無料駐輪場用地の2施設のほかに有料駐輪場を整備する適地がない状況であることから、この施設の中で今後検討を進めていく。

なお、市が設置している暫定無料駐輪場は借地となっており、借地契約期間が平成31年3月31日で5年間の契約期間が満了となることから、次期借地更新前までに有料駐輪場整備の検討をする。

(4) 西口駐輪場整備規模について

利用状況については、市が借地した暫定無料駐輪場の両施設（線路側・旧県道側）とも常に満車状態となっており、その多くは、東側からの利用者となっている。このようなことから、有料駐輪場の整備規模については、梅郷駅西口の利用台数2,192台から東側からの利用者993台を除いた1,199台、有料化による影響▲10%を差し引いた約1,000台程度が必要と考えられる。

(5) 西口駐輪場整備水準について

西口の民営駐輪場は、屋根あり1施設と民営チャリパー屋根なし1施設が駅前に開設されているが、民営チャリパー屋根なしでも年間を通してある程度の利用率（年間平均約70%）が保たれている。

また、東口の民営チャリパー屋根なし1施設も年間を通して利用率が高くなっている一方、管理水準が高い東口市営自転車等駐車場の利用率は低くなっている。以上のことから、梅郷駅西口駐輪場についても、東口市営自転車等駐車場みたいな管理水準の高い施設は必要ないと思われる。

(6) 西口駐輪場の整備主体について

市行政改革大綱では、「民間でやれることは民間で行う」とされている、さらに、駐輪場整備については、過度な投資を必要とせず対応できることから、民間の参入は容易であると考えられる。

従って、民間の活力を積極的に活用した有料駐輪場整備を検討する。

梅郷駅現地視察（10時30分から12時00分）

梅郷駅における駐輪場整備の考え方についてご審議をお願いします。
当駅は、平成21年12月1日に東口市営自転車等駐車場を供用開始後、西口は有料駐輪場が未整備となっている。

（公用車にて、梅郷駅東口、西口を視察）

メモ欄

案内図

TOBU PARK 東武梅郷駅西口駐輪場

TOBU PARK 東武梅郷駅東口駐輪場

村野自転車預かり所

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

市暫定無料駐輪場

凡例

-  放置禁止区域
-  市営有料自転車等駐車場
-  市暫定無料駐車場
-  民営駐輪場



参考資料 目次

- 1 野田市自転車等駐車対策協議会委員名簿
(平成29年11月29日現在)
- 2 市営自転車等駐車場使用料
- 3 市営自転車等駐車場施設内容
- 4 野田市自転車等駐車場条例 (写し)
- 5 野田市自転車等駐車場条例施行規則 (写し)

野田市自転車等駐車対策協議会委員名簿

(任期：2年 平成29年11月29日から平成31年11月28日)
(平成29年11月29日現在)
(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
関係機関及び関係団体の代表	千葉県東葛飾土木事務所 野田出張所長	花 岡 信 明
	千葉県野田警察署地域課長	阿 部 智 彦
	野田交通安全協会会長	野 口 義 雄
	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部課長	綾 部 光 明
	輪業組合代表	北 島 康 孝
	商店街連合会会長	岡 安 誠 人
	高等学校教職員代表	滝 口 健 太
	野田市女性団体連絡協議会代表	森 田 邦 子
	消費者モニター代表	後 藤 君 江
自転車預かり所代表	中 田 禎 子	
学 識 経 験 者	東京理科大学理工学部教授	内 山 久 雄
利 用 者 代 表	野田市自治会連合会	飯 野 友 二

市営自転車等駐車場使用料

□自転車等駐車場の開所時間

名称	住所・連絡先	開所時間
野田市駅市営第 1	野田 148 番地の 6 Tel 7121-5315	6 時 3 0 分～2 0 時 日・祝・年末 年始を除く
野田市駅市営第 2	野田 148 番地の 10 Tel 7121-5315	
川間駅南口市営第 1	尾崎 839 番地の 5 Tel 7129-8940	
梅郷駅東口市営	山崎 1873 番地の 7 Tel 7121-3196	4 時 3 0 分 ～翌日 1 時

□自転車等駐車場の使用料

(定期：月額)

野田市駅市営第 1・第 2、川間駅南口市営第 1				
定期	自転車	一般		1, 0 2 0 円
		学生		5 1 0 円
	原動機付自転車			2, 5 7 0 円
一時 使用	自転車	一回		1 0 0 円
		1 1 枚つづり回数券		1, 0 0 0 円
	原動機付自転車	一回		1 5 0 円
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円
梅郷駅東口市営				
定期	自転車	一般	地下 1 階・1 階・2 階	1, 5 4 0 円
			3 階 (屋根なし)	1, 0 2 0 円
			1 階	1, 5 4 0 円
		学生	地下 1 階・2 階	1, 0 2 0 円
			3 階 (屋根なし)	5 1 0 円
			原動機付自転車 (屋外)	2, 5 7 0 円
一時 使用	自転車	一回		1 5 0 円
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円
	原動機付自転車 (屋外)	一回		1 5 0 円
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円

※いずれも原動機付自転車は 50cc 以下です

※野田市駅市営第 1 と川間駅南口市営第 1 では、原動機付自転車は駐車できません

□自転車等保管所 (旧専売公社跡地)

野田市清水 2 4 6 - 1 (呉服屋とみやま店前)

開所日・時間：水～日 (祝日除く) 1 2 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

移送料 : 自転車 1, 6 2 0 円

原付 3, 2 4 0 円

市営自転車等駐車場 施設内容

○野田市駅市営第 1

整備場所	野田市野田 1 4 8 番地の 6
敷地面積	3 0 8 . 2 7 m ²
建築面積	1 0 m ² (管理棟)
構 造	屋根付平置式
収容台数	4 1 1 台 (一時利用 4 0 台)

○野田市駅市営第 2

整備場所	野田市野田 1 4 8 番地の 1 0
敷地面積	3 1 9 . 4 4 m ²
建築面積	管理棟は第 1 と共用
構 造	屋根付平置式
収容台数	1 2 5 台

○川間駅南口市営第 1

整備場所	野田市尾崎 8 3 9 番地 5
敷地面積	1 0 2 . 8 9 m ²
建築面積	3 m ² (管理棟)
構 造	屋根付ラック式
収容台数	1 9 0 台 (一時利用 1 9 台)

○梅郷駅東口市営

整備場所	野田市山崎 1 8 7 3 番地 6 他
敷地面積	8 2 4 . 0 7 m ²
建築面積	4 7 2 . 2 7 m ²
延床面積	1 4 9 3 . 9 9 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下 1 階、鉄骨造地上 3 階
収容台数	1, 6 5 0 台 内訳：自転車：1, 5 7 0 台 (一時利用 1 6 5 台) 原動機付自転車：8 0 台 (屋外) 地下：407 台、1 F：384 台、2 F：398 台、3 F：384 台
整備仕様	・地下 1 階から地上 3 階までの各階駐車スペースは、計画収容台数を確保するために、スライドラックを採用し、床の仕上げを滑りにくい防滑仕様の塗装とする。3 階については区画線によるゾーン表示とする。 ・また、斜路付階段には、自転車を上の階に上げるために自走式ベルトコンベアーを設置する。

○野田市自転車等駐車場条例

平成14年12月27日

野田市条例第24号

注 平成19年12月から改正経過を注記した。

改正 平成17年9月30日条例第18号

平成19年12月27日条例第34号

平成21年3月31日条例第8号

平成21年9月30日条例第27号

平成25年12月27日条例第40号

平成26年12月25日条例第29号

(設置)

第1条 市内の駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図るため、本市に自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野田市駅市営第1自転車等駐車場	野田市野田148番地の6
野田市駅市営第2自転車等駐車場	野田市野田148番地の10
川間駅南口市営第1自転車等駐車場	野田市尾崎839番地の5
梅郷駅東口市営自転車等駐車場	野田市山崎1873番地の7

(平21条例27・平26条例29・一部改正)

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間及び入出庫（自転車等を駐車場に入庫させ、又は駐車場から出庫させることをいう。）の取扱時間は、規則で定める。

(平26条例29・一部改正)

(指定管理者の業務)

第4条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 駐車場の使用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(平 2 1 条例 8 ・ 一部改正)

第 5 条 から 第 7 条 まで 削除

(平 2 1 条例 8)

(利用できる車両)

第 8 条 駐車場を使用することができる車両は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車及び同項第 1 1 号の 2 に規定する自転車（以下これらを総称して「自転車等」という。）とする。

(駐車場の使用区分)

第 9 条 駐車場の使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期使用 次条第 1 項の許可に基づき定期的に使用することをいう。
- (2) 一時使用 規則で定める時間帯に一時的に使用することをいう。

(使用の許可)

第 1 0 条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、次条に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。

2 前項の許可の有効期間は、許可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日までとする。

3 指定管理者は、駐車場の収容能力を超えるときその他駐車場の管理上支障があると認めたときは、駐車場の使用を許可しない。

(使用料)

第 1 1 条 駐車場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 一時使用については、当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

3 前項の回数券の種類及び料金は、別表のとおりとする。

(使用料の免除)

第12条 指定管理者は、規則で定める基準により、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は駐車場の使用を拒否することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(移送等)

第15条 市長は、駐車場の使用の許可をした期間を超えて駐車している自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

2 野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和63年野田市条例第19号）第10条及び第11条の規定は、前項の規定により自転車等を移送し、保管する場合について準用する。

(損害賠償)

第16条 使用者は、駐車場の施設等を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害の責任)

第17条 駐車場に駐車する自転車等の盗難、損傷又は滅失については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。ただし、次項の規定は、平成15年2月1日から施行する。

(施行日前の使用許可)

- 2 市長は、施行日前においても、第5条第1項の定期使用の許可の例により、駐車場の定期使用を許可し、当該使用料を徴収することができる。この場合において、当該許可の手続き等については、市長が定める。

附 則 (平成17年9月30日野田市条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例 (以下この項において「新条例」という。) 第4条第2項から第4項まで及び第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

附 則 (平成19年12月27日野田市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日野田市条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第1条から第14条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成21年野田市条例第7号。以下この項において「指定管理者条例」という。) の規定に相当の規定があるものは、指定管理者条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けているものに対する業務報告の聴取については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年9月30日野田市条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から、附則第3項の規定は、平成21年11月15日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第11条の規定による野田市駅市営第1自転車等駐車場、野田市駅市営第2自転車等駐車場及び川間駅南口市営第1自転車等駐車場の使用料に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

3 新条例第11条の規定による梅郷駅東口市営自転車等駐車場の使用料に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

(定期使用に係る使用料の還付)

4 平成21年12月分から平成22年3月分までの定期使用に係る使用料をこの条例の公布の日前に納付した者は、納めた月分につきこの条例による改正前の野田市自転車等駐車場条例別表の当該使用料の額から新条例別表の当該使用料の額を控除した額の還付を請求することができる。

附 則（平成25年12月27日野田市条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の次に掲げる条例の規定によりなされた許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(1) から (6) まで 略

(7) 野田市自転車等駐車場条例

附 則（平成26年12月25日野田市条例第29号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第11条第1項、第3項）

(平21条例27・全改、平25条例40・一部改正)

1 野田市駅市営第1自転車等駐車場、野田市駅市営第2自転車等駐車場及

び川間駅南口市営第1自転車等駐車場使用料

1 定期使用（月額）		
自転車	一般	1,020円
	学生	510円
原動機付自転車		2,570円
2 一時使用（1回）		
自転車		100円
原動機付自転車		150円
3 一時使用（回数券）		
自転車		100円券11枚つづり 1,000円
原動機付自転車		150円券11枚つづり 1,500円

2 梅郷駅東口市営自転車等駐車場使用料

1 定期使用（月額）			
自転車	一般	地下1階、1階及び2階	1,540円
		3階	1,020円
		学生	1階
	地下1階及び2階	1,020円	
	3階	510円	
原動機付自転車		2,570円	
2 一時使用（1回）			
自転車		150円	
原動機付自転車		150円	
3 一時使用（回数券）			
自転車		150円券11枚つづり 1,500円	
原動機付自転車		150円券11枚つづり 1,500円	

備考

- 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に

規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

2 回数券の料金は、発行の際に徴収するものとする。

○野田市自転車等駐車場条例施行規則

平成14年12月27日

野田市規則第44号

注 平成20年9月から改正経過を注記した。

改正 平成15年3月31日規則第14号

平成16年7月30日規則第45号

平成17年9月30日規則第60号

平成20年9月30日規則第46号

平成21年3月31日規則第19号

平成21年9月30日規則第38号

平成22年7月30日規則第29号

平成23年5月19日規則第29号

平成26年12月25日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市自転車等駐車場条例（平成14年野田市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 条例第3条の規則で定める供用時間及び入出庫の取扱時間並びに条例第9条第2号の規則で定める一時使用の時間帯は、次のとおりとする。

駐車場の名称	供用時間	入出庫の取扱時間	一時使用の時間帯
野田市駅市営第1 自転車等駐車場	午前0時から午後 12時まで	午前0時から午後 12時まで	月曜日から土曜日 までの日（国民の祝 日に関する法律（昭 和23年法律第1 78号）に規定する 休日及び12月3 1日から翌年の1 月3日までの日を 除く。）の午前6時
野田市駅市営第2 自転車等駐車場			
川間駅南口市営第 1自転車等駐車場			

			30分から午後8時まで
梅郷駅東口市営自転車等駐車場		午前4時30分から翌日午前1時まで	午前4時30分から翌日午前1時まで

2 指定管理者は、必要があると認める場合は、入出庫の取扱時間若しくは一時使用の時間帯を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

(平21規則38・平26規則40・一部改正)

(指定申請書等)

第2条の2 野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成21年野田市条例第7号。以下「手續条例」という。)第3条の申請書は、野田市自転車等駐車場指定管理者指定申請書(別記第1号様式)とする。

2 手續条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 当該申請書を提出する日の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平20規則46・一部改正、平21規則19・旧第2条の3繰上・一部改正)

(選定等の通知)

第2条の3 市長は、手續条例第4条の規定による審査をしたときは、その結果を野田市自転車等駐車場指定管理者選定結果通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、手續条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、野田市自転車等駐車場指定管理者指定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(平21規則19・旧第2条の4繰上・一部改正)

(業務報告書の記載事項)

第2条の4 手続条例第10条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 自転車等駐車場の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 自転車等駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(平21規則19・旧第2条の5繰上・一部改正)

(定期使用の許可)

第3条 条例第10条第1項の規定により定期使用をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、野田市自転車等駐車場定期使用申請書(別記第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が条例別表に規定する学生であるときは、学生証その他学生であることが確認できる書面を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、野田市自転車等駐車場定期使用申請結果通知書(別記第5号様式)により当該申請者に通知するとともに、定期使用を許可したときは定期使用券(別記第6号様式)を交付するものとする。

5 定期使用の許可を受けた者(以下「定期使用者」という。)は、駐車場を使用するときは、前項の定期使用券を携帯し、指定管理者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付等)

第4条 定期使用者は、当該使用月分の使用料を前月の末日までに納付しなければならない。この場合において、定期使用者は、3箇月分又は6箇月分の使用料を一括して納付することができる。

2 指定管理者は、使用料の納付を受けたときは、定期使用シール(別記第7号様式)を当該定期使用者に交付するものとする。

3 定期使用シールの交付を受けた定期使用者は、当該シールを当該自転車等の見やすい箇所にはらなければならない。

(一時使用の方法)

第5条 条例第10条第1項ただし書の規定により一時使用をしようとする者は、回数券を使用する場合を除き、駐車場に入場する際に使用料を納付し、一時使用券（別記第8号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により一時使用券の交付を受けた者は、当該一時使用券を当該自転車等にはらなければならない。

3 回数券を使用して一時使用をしようとする者は、当該回数券を当該自転車等にはらなければならない。

4 回数券の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

（申請事項等の変更の届出）

第6条 定期使用者は、次に掲げる申請書記載事項に変更が生じたときは、直ちに野田市自転車等駐車場定期使用変更届（別記第10号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（1） 住所及び氏名

（2） 通勤又は通学先

（3） 使用車種

（4） 使用区分

（定期使用券等の再交付）

第7条 定期使用者は、定期使用券又は定期使用シール（以下「定期使用券等」という。）を紛失等により再交付を受けようとするときは、野田市自転車等駐車場定期使用券等再交付申請書（別記第11号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、当該定期使用者に定期使用券等を再交付する。

（使用料の免除）

第8条 条例第12条の規定により使用料を免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、定期使用料の納付により駐車場を利用するときとする。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（2） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

厚生事務次官通知) 第5の2の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する扶助を受けている者

(5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)により手当の支給を受けている者及びその世帯の児童(同法第3条第1項の児童をいう。)

(6) 野田市養育者支援手当条例(平成15年野田市条例第4号)により手当の支給を受けている者及びその世帯の児童

(7) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、野田市自転車等駐車場定期使用料免除申請書(別記第12号様式)にその事実を証明する書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 使用料の免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平22規則29・一部改正)

(使用料の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次に定めるとおりとする。

(1) 有効期間の開始日前に定期使用券が不要となった場合 既納の使用料の額

(2) 有効期間内に定期使用券が不要となった場合 既納の使用料の額から使用経過月分の使用料を控除した額

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、野田市自転車等駐車場定期使用料還付申請書(別記第13号様式)に定期使用券等を添えて、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 盗難防止のため、自転車等に施錠すること。

- (2) 他の自転車等の駐車を妨げる行為をしないこと。
- (3) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物を持ち込まないこと。
- (4) 駐車場の施設を破損し、又は汚損する行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(定期使用の譲渡、転貸禁止)

第11条 定期使用者は、駐車場を定期使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(放置自転車等の処理)

第12条 市長は、駐車場内に長期間放置されている自転車等があるときは、当該自転車等を遺失物法（平成18年法律第73号）その他法令の規定により処理するものとする。

(平21規則38・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(平21規則38・旧附則・一部改正)

(使用料の還付に関する特例措置)

2 条例第11条第1項に規定する使用料の改正に伴い、既に納付した平成21年12月分から平成22年3月分までの間の定期使用に係る使用料に過納が生じるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、使用料を還付することができる。この場合において還付の手続については、同条第2項の規定を準用する。

(平21規則38・追加)

附 則（平成15年3月31日野田市規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年9月30日野田市規則第60号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日野田市規則第46号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日野田市規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日野田市規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び別記第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の野田市自転車等駐車場条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた手続は、この規則による改正後の野田市自転車等駐車場条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定によりされた手続とみなす。
- 3 旧規則第5条の規定により交付された回数券は、新規則第5条の規定により交付された回数券とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にある旧規則の様式の内紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成22年7月30日野田市規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月19日野田市規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成26年12月25日野田市規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条の2第1項)

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



野田市自転車等駐車場指定管理者指定申請書

の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市自転車等駐車場条例施行規則第2条の2第2項に規定する書類を添付して申請します。

第2号様式(第2条の3第1項)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市自転車等駐車場指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで の指定管理者の指定申請のありました件について、野田市自転車等駐車場条例施行規則第2条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。
(理由)

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(第2条の3第2項)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市自転車等駐車場指定管理者指定通知書

年 月 日付で の指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市自転車等駐車場条例施行規則第2条の3第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲

第4号様式(第3条第1項)

野田市自転車等駐車場定期使用申請書

年 月 日

様

自転車等駐車場の定期使用の許可を受けたいので申請します。

申請者	住所	〒		
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	電話番号			
	障害者手帳、生活保護、児童扶養手当及び養育者支援手当の受給等の有無	1 有 (1) 手帳 (2) 生活保護 (3) 児童扶養手当 (4) 養育者支援手当	2 無	
希望する駐車場				
使用区分		1 一般 2 学生		
使用方法		1 自宅から駅 2 駅から通勤・通学		
利用期間		年 月から 年 月まで		
使用車種	自転車	防犯登録番号		
	原動機付自転車	ナンバー		
通勤・通学先	所在地			
	名称			
	電話番号			

第5号様式(第3条第4項)

野田市自転車等駐車場定期使用申請結果通知書

年 月 日

様



自転車等駐車場使用について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 許可します

許可番号

駐車場名称

駅

自転車等駐車場

許可期間

年 月 日から

年 月 日まで

車 種

駐車位置

2 不許可とします

理 由

使 用 上 の 注 意

- 1 野田市自転車等駐車場条例に違反する行為をした場合は、使用許可を取り消します。
 - 2 使用する月の前月の末日までの間に条例で定める使用料を納入しなければなりません。
(許可期間内であっても定められた期日までに納入しない場合は、許可を取り消しますのでご注意ください。)
 - 3 使用料は、1箇月分、3箇月分、6箇月分を選択して納入することができます。
 - 4 使用料を納入したら、定期使用シールを受け取り、自転車の見やすい箇所にはってください。
- ※ 自転車等駐車場内における盗難、損傷、その他事故による損害について、市及び指定管理者は一切責任を負いません。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第4条第2項)

定期使用シール	
許可番号	
車種	
駐車位置	
有効期限	年
	月末
発行	年 月 日
自転車等駐車場	

第8号様式(第5条第1項)

一時使用券

- 1 本券は、必ずハンドルに取り付けてください。
- 2 指定された位置に駐車し、施錠してください。
- 3 使用期間を超えて駐車したときは、自転車等を移送し、保管します。
- 4 自転車等駐車場内における事故、盗難、損害等については、市及び指定管理者は一切責任を負いません。

NO

自 転 車 用
(原動機付自転車用)

当日限り有効です。ただし、一度退場すると無効になります。

年 月 日

野田市自転車等駐車場

キリトリ線

(切り取ってお持ちください。)

一 時 使 用 券

年 月 日

円

野田市自転車等駐車場

第9号様式(第5条第4項)

(表)

<p>野田市自転車等駐車場一時使用券</p> <p>自 転 車 用 (原動機付自転車用)</p> <p>NO _____</p> <p>回 数 券 (11枚つづり)</p> <p>領 収 書 _____ 円</p> <p>一時使用(回数券)の料金として上記金額を領収いたしました。 この券の払戻しは、いたしません。</p> <p>野田市自転車等駐車場一時使用券</p> <p>NO _____</p>
<p>領収書(控)</p> <p>一時使用(回数券)の料金として _____ 円を領収いたしました。</p>

(裏)

<p>野田市自転車等駐車場 一時使用券(回数券) 自 転 車 用 (原動機付自転車用)</p> <p>_____ 円</p> <p>NO _____</p> <p>《利用上の注意》</p> <ol style="list-style-type: none">1 この券は、当日限り有効です。 ただし、一度退場すると無効になります。2 この券は、必ずハンドルに取り付けてください。3 指定された位置に駐車し、施錠してください。4 一時使用の時間帯を超えて駐車したときは、自転車を移送し、保管します。5 自転車等駐車場内における事故、盗難、損害等については、市及び指定管理者は一切責任を負いません。6 この券の払戻しは、いたしません。7 満車の場合は、ご利用できませんのでご了承ください。 <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p>

第10号様式(第6条)

野田市自転車等駐車場定期使用変更届

年 月 日

様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり定期使用の申請事項に変更がありましたので届け出ます。

自転車等駐車場名		許可番号	
変 更 事 項			
	旧	新	
住 所			
氏 名			
通勤又は通学先			
使 用 車 種			
使 用 区 分			
変 更 年 月 日	年	月	日

※ 変更する事項だけ記入してください。

第11号様式(第7条第1項)

野田市自転車等駐車場定期使用券等再交付申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり野田市自転車等駐車場定期使用券等の再交付を申請します。

再 交 付 書 類	1 定期使用券 2 定期使用シール
自 転 車 等 駐 車 場 名	
許 可 番 号	
再 交 付 の 理 由	1 紛失 2 破損 3 その他()
備 考	

第12号様式(第8条第2項)

野田市自転車等駐車場定期使用料免除申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり野田市自転車等駐車場定期使用料免除を申請します。

自転車等駐車場名	
許可番号	
申請理由	

※ 免除を受ける要件に該当する事実を証明できる書類を添付してください。

第13号様式(第9条第2項)

野田市自転車等駐車場定期使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり野田市自転車等駐車場定期使用料の還付を申請します。

自転車等駐車場名	
許 可 番 号	
使 用 車 種	1 自転車 2 原動機付自転車
有 効 期 限	年 月末まで
使 用 取 消 日	年 月 日

還 付 の 内 訳	年 月 日から 年 月 日まで	還付金額	円
-----------	-----------------	------	---

※太枠内は、記入しないでください。

別記第1号様式（第2条の2第1項）

（平21規則19・平21規則38・平23規則29・一部改正）

第2号様式（第2条の3第1項）

（平21規則19・平21規則38・一部改正）

第3号様式（第2条の3第2項）

（平21規則19・平21規則38・一部改正）

第4号様式（第3条第1項）

（平22規則29・一部改正）

第5号様式（第3条第4項）

第6号様式（第3条第4項）

第7号様式（第4条第2項）

第8号様式（第5条第1項）

第9号様式（第5条第4項）

（平21規則38・一部改正）

第10号様式（第6条）

第11号様式（第7条第1項）

第12号様式（第8条第2項）

第13号様式（第9条第2項）

（平23規則29・一部改正）